経済産業省

20181108貿局第2号 輸出注意事項30第25号

包括許可取扱要領の一部を改正する通達を次のように制定する。

平成30年11月16日

経済産業省貿易経済協力局長 石川 正樹

包括許可取扱要領の一部を改正する通達

包括許可取扱要領(平成17年2月25日付け平成17・02・23貿局第1号・輸出注意事項17第7号)の一部を別添の新旧対照表のとおり改正する。

附則

この通達は、平成31年1月9日から施行する。

包括許可取扱要領の一部を改正する通達新旧対照表(傍線部分は改正部分)

○包括許可取扱要領(平成17年2月25日付け平成17・02・23貿局第1号・輸出注意事項17第7号)

改 後 現 行 TF. (略) (略) I ~ II (略) (略) $I \sim \Pi$ Ⅲ 特定包括許可 Ⅲ 特定包括許可 $1 \sim 4$ (略) $1 \sim 4$ (略) 5 特定包括許可の申請手続 5 特定包括許可の申請手続 $(1) \sim (4)$ (略) $(1) \sim (4)$ (略) (5) 継続的な取引関係等について (5)継続的な取引関係等について 継続的な取引関係等とは次の①及び②のいずれかに該当する 継続的な取引関係等とは次の①及び②のいずれかに該当する ものをいう。 ものをいう。 ①輸入者又は取引の相手方について ①輸入者又は取引の相手方について a) \sim c) (略) a) \sim c) (略) d) 許可を受けて輸出した貨物の保守若しくは修理又は d) 許可を受けて輸出した貨物の保守若しくは修理又は 交換を目的として、以下に該当する貨物の本体又は部 交換を目的として、以下に該当する貨物の本体又は部 分品を輸出することが見込まれる場合であって、許可 分品を輸出することが見込まれる場合であって、許可 を受けた同一の輸入者向けの輸出であるもの を受けた同一の輸入者向けの輸出であるもの ・輸出令別表第1の2の項(8)に掲げる周波数変換 ・輸出令別表第1の2の項(8)に掲げる周波数変換 器又はその部分品のうち、可変周波数又は固定周波 器又はその部分品のうち、可変周波数又は固定周波 数モーター駆動に用いることができる周波数変換器 数モーター駆動に用いることができる周波数変換器 ・輸出令別表第1の2の項(12)に掲げる測定装置 ・輸出令別表第1の2の項(12)に掲げる測定装置 のうち、半導体の製造用又は試験用の装置に組み込 のうち、半導体の製造用又は試験用の装置に組み込 まれる非接触型測定装置 まれる非接触型測定装置 ・輸出令別表第1の2の項(33)に掲げる圧力計の (新設) うち、半導体の製造用又は試験用の装置に組み込ま れる圧力計 ・輸出令別表第1の2の項(41)に掲げる高速度で ・輸出令別表第1の2の項(41)に掲げる高速度で 大電流のスイッチングを行う機能を有する組立品(大電流のスイッチングを行う機能を有する組立品(ただし、半導体の露光装置用の電源に限る) ただし、半導体の露光装置用の電源に限る) ・輸出令別表第1の3の項(2)7に掲げる弁又は9 ・輸出令別表第1の3の項(2)7に掲げる弁又は9 に掲げるポンプ に掲げるポンプ

- ・輸出令別表第1の4の項(8)に掲げる連続式の混合機(部分品に限る)
- ②需要者(輸入者と需要者が異なる場合)又は利用する者(取引の相手方と利用する者が異なる場合)について
 - $a) \sim c$ (略)
 - d) 許可を受けて輸出した貨物の保守若しくは修理又は 交換を目的として、以下に該当する貨物の本体又は部 分品を輸出することが見込まれる場合であって、許可 を受けた同一の需要者向けの輸出であるもの
 - ・輸出令別表第1の2の項(8)に掲げる周波数変換器又はその部分品のうち、可変周波数又は固定周波数モーター駆動に用いることができる周波数変換器
 - ・輸出令別表第1の2の項(12)に掲げる測定装置 のうち、半導体の製造用又は試験用の装置に組み込 まれる非接触型測定装置
 - ・輸出令別表第1の2の項(33)に掲げる圧力計の うち、半導体の製造用又は試験用の装置に組み込ま れる圧力計
 - ・輸出令別表第1の2の項(41)に掲げる高速度で 大電流のスイッチングを行う機能を有する組立品(ただし、半導体の露光装置用の電源に限る)
 - ・輸出令別表第1の3の項(2)7に掲げる弁又は9 に掲げるポンプ
 - ・輸出令別表第1の4の項(8)に掲げる連続式の混 合機(部分品に限る)

 $6 \sim 1.1$ (略)

IV~VⅢ (略)

[別表A]

特別一般包括輸出許可/一般包括輸出許可/ 特定包括輸出許可/特定子会社包括輸出許可マトリックス

- ・輸出令別表第1の4の項(8)に掲げる連続式の混 合機(部分品に限る)
- ②需要者(輸入者と需要者が異なる場合)又は利用する者(取引の相手方と利用する者が異なる場合)について
 - $a) \sim c$ (略)
 - d) 許可を受けて輸出した貨物の保守若しくは修理又は 交換を目的として、以下に該当する貨物の本体又は部 分品を輸出することが見込まれる場合であって、許可 を受けた同一の需要者向けの輸出であるもの
 - ・輸出令別表第1の2の項(8)に掲げる周波数変換器又はその部分品のうち、可変周波数又は固定周波数モーター駆動に用いることができる周波数変換器
 - ・輸出令別表第1の2の項(12)に掲げる測定装置 のうち、半導体の製造用又は試験用の装置に組み込 まれる非接触型測定装置 (新設)
 - ・輸出令別表第1の2の項(41)に掲げる高速度で 大電流のスイッチングを行う機能を有する組立品(ただし、半導体の露光装置用の電源に限る)
 - ・輸出令別表第1の3の項(2)7に掲げる弁又は9 に掲げるポンプ
 - ・輸出令別表第1の4の項(8)に掲げる連続式の混 合機(部分品に限る)

 $6 \sim 1.1$ (略)

IV~Ⅷ (略)

[別表A]

特別一般包括輸出許可/一般包括輸出許可/ 特定包括輸出許可/特定子会社包括輸出許可マトリックス

[1の項] (略)

[1の項] (略)

[2の項]

[2の項]

仕向地 輸出令別表第1項番	い地域①	い地域②	ろ地域(ち地域を 除く)	ち地域	仕向地 輸出令別表第1項番	い地域①	い地域②	ろ地域(ち地域を 除く)	ち地域
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
輸出令別表第1の2の項(3)に掲げる貨物であって 、貨物等省令第1条第3号 に該当するもの(試薬、標 準物質、医薬品の開発のた めに用いられる評価用の化 合物(治験薬を含む。)又 は医薬品として使用される ものに限る。)のうち、輸 出申告の際の重水素の原子 質量のもの 未満のもの	(略)	(略)	(略)	(略)	輸出令別表第1の2の項(3)に掲げる貨物であって 、貨物等省令第1条第3号 に該当するもの(試薬又は 標準物質として使用される ものに限る。)のうち、輸 出申告の際の重水素の原子 質量の総量が1キログラム 未満のもの	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

[3の項]

[3の項]

仕向地 輸出令別表第1項番	い地域 ①	は地域 ①	は地域 ②(ち 地域を 除く)	に地域 ②(ち 地域 除く)	ち地域
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

仕向地 輸出令別表第1項番	い地域 ①	は地域①	は地域 ②(ち 地域 除く)	に地域 ② (ち 地域 除く)	ち地域
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

輸出令別表第1の3の項(3)に掲げる貨物であって 貨物等省令第2条第3項 に該当するもの	<u>特別一</u> <u>税</u> <u>一般</u>	<u> 特定</u> <u> </u>	<u>特定</u>		(新設)	<u>(新設</u> <u>)</u>	(新設 <u>(</u> 第 <u>)</u>	新設 <u>(新</u> 部)	<u>划(新設</u>)
[3の2の項] (略)					[3の2の項] (略)				
[4の項]					[4の項]				
仕向地 輸出令別表第1項番	い地域①	ほ地域	へ地域 (ち地域を 除く)	ち地域	仕向地 輸出令別表第1項番	い地域①	ほ地域	へ地域 (ち地域を 除く)	ち地域
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
輸出令別表第1の4の項(22)に掲げる貨物であって、貨物等省令第7条第3号 <u>ロ</u> に該当するもの	(略)	(略)	(略)	(略)	輸出令別表第1の4の項(22)に掲げる貨物であって、貨物等省令第7条第3 号 <u>ハ</u> に該当するもの	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
[5の項]・[6の項] (瞬 [7の項]	š)				[5の項]・[6の項] (m	各)			
仕向地	い地域①	と地垣	は ② ち	地域	仕向地	い地域①	と地域	或② ち:	地域
輸出令別表第1項番					輸出令別表第1項番				

(略)	(略)	(略)	(略)
輸出令別表第1の7の項(17)~ <u>(23)</u> までに掲 げる貨物であって、貨物等 省令第6条第17号ト、チ <u>若しくは</u> リ又は <u>第17号の</u> <u>2~第24号</u> までのいずれ かに該当するもの	(略)	(略)	(略)

(略)	(略)	(略)	(略)
輸出令別表第 1 の 7 の項(17)~ (22) までに掲げる貨物であって、貨物等省令第 6 条第 17 号ト、チ、リ又は 18 0~第 22 0号までのいずれかに該当するもの	(略)	(略)	(略)

[8の項]

仕向地	い地域①	と地域②	ち地域
輸出令別表第1項番			
(略)	(略)	(略)	(略)
輸出令別表第1の8の項の 中欄に掲げる貨物であって 、貨物等省令第7条第3号 ロ又は二に該当するもの	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

[8の項]

仕向地	い地域①	と地域②	ち地域
輸出令別表第1項番			
(略)	(略)	(略)	(略)
輸出令別表第1の8の項の 中欄に掲げる貨物であって 、貨物等省令第7条第3号 ハ又は <u>ホ</u> に該当するもの	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

[9の項] (略)

[10の項]

仕向地			
	い地域①	と地域②	ち地域

[9の項] (略)

[10の項]

仕向地			
	い地域①	と地域②	ち地域
			l l

輸出令別表第1項番			
(略)	(略)	(略)	(略)
輸出令別表第1の10の項 (7)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第9 号二 <u>又は第9号の3</u> に該当するもの	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

[11の項]~[15の項] (略)

[別表B]

特別一般包括役務取引許可/一般包括役務取引許可/ 特定包括役務取引許可/特定子会社包括役務取引許可マトリックス

[1の項]・[2の項] (略)

[3の項]

提供地外為令別表項番	い地域 ①	は地域①	•	-	ち地域
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
外為令別表の3の項(2) に掲げる技術であって、次 に掲げる貨物の設計、製造 又は使用に係るもの					

輸出令別表第1項番			
(略)	(略)	(略)	(略)
輸出令別表第1の10の項 (7)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第9 号ニに該当するもの	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

[11の項]~[15の項] (略)

[別表B]

特別一般包括役務取引許可/一般包括役務取引許可/ 特定包括役務取引許可/特定子会社包括役務取引許可マトリックス

[1の項]・[2の項] (略)

[3の項]

提供地外為令別表項番	い地域 ①	は地域①	は地域 ② (ち 地域を 除く)		ち地域
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
外為令別表の3の項(2) に掲げる技術であって、次 に掲げる貨物の設計、製造 又は使用に係るもの					

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
輸出令別表第1の3の項 (3)に掲げる貨物であって、貨物等省令第2条 第3項に該当するもの	特別一 <u>般</u> 一般	<u>特別一</u> <u>般</u>	<u>特定</u>	特定	_

 (略)
 (略)
 (略)
 (略)
 (略)

 (新設)
 (新設 (新設 (新設))
 (新設)

[3の2の項] (略)

[4の項]

M	提供地	い地域 ①	ほ地域	へ 地域 (ち地域 を除 く)	ち地域
_	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
技	- 為令別表の4の項(1)に掲げる - 術であって、次に掲げる貨物の設 - 、製造又は使用に係るもの				
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	輸出令別表第1の4の項(22) に掲げる貨物であって、貨物等省 令第7条第3号 <u>ロ</u> に該当するもの	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
((略)	(略)	(略)	(略)	(略)

[3の2の項] (略)

[4の項]

外	提供地	い地域 ①	ほ地域	へ地域 (ち地 域を除 く)	ち地域
((略)	(略)	(略)	(略)	(略)
技	-為令別表の4の項(1)に掲げる 派術であって、次に掲げる貨物の設 -、製造又は使用に係るもの				
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	輸出令別表第1の4の項(22) に掲げる貨物であって、貨物等省 令第7条第3号 <u>ハ</u> に該当するもの	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
((略)	(略)	(略)	(略)	(略)

[5の項]~[7の項] (略)

[8の項]

提供地外為令別表項番	い地域①	ほ地域	へ地域(ち地域を 除く)
(略)	(略)	(略)	(略)
外為令別表の8の項(2)に掲げる 技術であって、貨物等省令第20条 第2項第一号ロ又は第三号ロに該当 するもの	(略)	特定	(略)
外為令別表の8の項(2)に掲げる 技術であって、上記を除くもの	特別一般 一般	特別一般	_

[9の項]~[15の項] (略)

- 注1)~注4) (略)
- 注5) ただし、輸出令別表第3の2又は同表第4に掲げる地域を経由又は仕向地とする場合は、いずれの包括許可も適用できない

「輸出貿易管理令の運用について」(昭和62年11月6日付け62貿局第332号・輸出注意事項62第11号)別表第1の別紙の注抜粋)

国・地域			地填	或名			
	い地 域②	は地域①				と地 域②	

「5の項]~「7の項] (略)

[8の項]

提供地外為令別表項番	い地域①	ほ地域	へ地域(ち地域を 除く)
(略)	(略)	(略)	(略)
外為令別表の8の項(2)に掲げる 技術	(略)	特別一般	(略)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

[9の項]~[15の項] (略)

- 注1)~注4) (略)
- 注5) ただし、輸出令別表第3の2又は同表第4に掲げる地域を経 由又は仕向地とする場合は、いずれの包括許可も適用できない

「輸出貿易管理令の運用について」(昭和62年11月6日付け62貿局第332号・輸出注意事項62第11号)別表第1の別紙の注抜粋)

			地填	或名			
国・地域	い地 域②	は地域①				と地 域②	

(略)												(略)											
エストニア		\circ		\circ				\bigcirc	\bigcirc	\circ		エストニア		\bigcirc		\bigcirc				\bigcirc	\bigcirc	\circ	
<u>エスワティニ</u> 王国			$ \bigcirc $		\bigcirc	\bigcirc		\bigcirc	0	<u>O</u>		_(新設)_											
(略)												(略)											
(削る)												スワジランド			0		0	0		0	0	<u>O</u>	
(略)												(略)											
様式第1~様式aの2 (略)							様式第1~様式	Ĵaの	2	(略)								_					